

平成28年（行ウ）第322号 政務活動費返還請求事件

原告 すぎなみオンブズ

被告 杉並区長

## 準備書面 9

2018年12月14日

東京地方裁判所民事第2部御中

原告 すぎなみオンブズ

### 第一 議員・候補者にとっての「名簿」の意味について

本件訴訟の対象である各印刷物は、ポスティングや手渡しのほか郵送によって有権者に直送されている。郵送にあたっては各議員の所有する名簿が使用されている。

元杉並区議会議員の奥山妙子氏によれば、議員や候補者は、常に選挙における支援を期待して有権者の名簿をつくっているが、選挙で当選するためには質のよい(投票行動をとる者が多数含まれている)名簿をつくることが不可欠であるという(甲276)。そして、良質の名簿づくりには日ごろの各種実践が欠かせない旨、以下のとおり述べている。

「選挙間近はもちろんのこと、平素から議会ニュースを送り、電話をするなどして、つながりをキープし、かつ支持を高めていくのである。そうすることで「あ、(～議員から、ニュースが)来てたわね。がんばっているわね」と印象を植え付けることができるし、それが大きなアドバンテージとなる」(甲276の2頁15～18行目)

本件訴訟の相手方各議員・会派においても、それぞれが所有する名簿の持つ意義

は同様である。奥山議員が述べるところと異なる特段の事情はみあたらない。

印刷物の内容のいかんにかかわらず、名簿に基づいて特定の宛先に発送がなされている以上、後援会活動、政党活動、その他の活動の要素を併せ持っていることは明白である。

## 第二 討議資料について（補充）

準備書面4の1～3頁、「討議資料」に関する主張について補充する。

本件訴訟の対象となっている印刷物のなかに「討議資料」「事務連絡」との記述がなされたものがある（甲60、甲98、甲126）。これらは、政党や後援会関係者内部の資料であるとの表示であるが、公職選挙法に抵触することを避ける目的で一般に用いられている方法である。

地方議会議員選挙に立候補を考えている人向けの参考記事を掲載した「市議会議員を目指す人のための必勝マニュアル！ そうだ！ 選挙に出よう！」には、資料に「討議資料」と記載することの理由と意義について、以下のとおり説明している。

（引用ここから）

市議会議員選挙に立候補しようとしている候補者の名前が書かれた文書等は、選挙のための売名行為と取られる可能性があります。

その際に「討議資料」と書いておくことで、「話し合いを行うための資料」という意味で「討議資料」と書いておきます。

「討議資料」と書いてある文書でも「〇月×日公示の市議会議員選挙で投票してください」など、内容によっては公職選挙法違反となります。

内容的には大丈夫だとしても、資料の配布方法などに問題がある場合には、やはり公職選挙法違反になる場合もありますので、あまり悪質なやり方には注意が必要です。

とはいえ、名刺・パンフレット・会議用資料など、必ず「討議資料」とお守り的な意味で入れる癖を付けておいて損はないです。

(引用ここまで) 甲 2 7 7

また政治家や候補者用の印刷物の作成を行っている印刷会社「スキット株式会社」のホームページには、次の記載がある。

(ここから引用)

こちらの商品は、選挙前の政治活動に使われる「政治活動用リーフレット」といいます。このリーフレットは、あくまでの選挙前の政治活動としての討議資料として使われます。有権者に政策・信条などを伝えるのに最も有効なツールであるといえます。

(引用ここまで) 甲 2 7 8

さらに、江別市議会議員である堀直人氏は、後援会員向けの印刷物を「討議資料」と位置づけ、選挙期間中の配布はしないようホームページに記載している。(甲 2 7 9)

すなわち、当該各印刷物にある「討議資料」「事務連絡」との記載は、作成・配布を行った議員らが公職選挙法違反にならないよう配慮をしたことを示すものである。選挙に向けた宣伝や政党活動、後援会活動の性格を併せ持っていることを議員自身が認識していた証拠である。

### 第三 「自民党会派チラシ」について

#### (1) 別件訴訟の判決について

原告三宅らは、本件自民党会派チラシにかかる訴外大熊昌巳議員の政務活動費支出について、按分2分の1を超えた支出は違法だとして別途住民訴訟を提起した。その一審東京地裁は請求を容認する判決をくださった。同判決(以下「大熊判決」という)は次のように判示している。

(判決文引用ここから)

大熊議員の陳述書(略)によれば、本件会派報告(略)は、過去4年間の区政に関する会派の活動状況を総括するものとして平成27年1月に製作・配布されたものであると認められるところ、その配布時期は、同年4月に実施が予定されていた統一地方選挙(区議会議員選挙は、同月19日告示、同月26日投開票〔略〕)の約3ヶ月前であった。そして、本件会派報告の表面には、上部2分の1程度に所属政党の党名と大熊議員を含む所属議員12名の集合写真が掲載され、下部には、「私たちがこれまでの4年間に取り組んできた実績」と題して、政党所属議員が任期中に実施した区政に関する提言等の活動の概要が、「区政運営」「防犯・防災」「教育」等の各分野につき箇条書きで記載されている。裏面には上部2分の1程度に今後の区政に関する提言が記載されており、具体的には、「コミュニティバスをはじめとした交通網の更なる充実」「東京一を目指した総合的な子育て支援の拡充促進」といったスローガンのような表現を用いた記載がされている。また、下部には「議員紹介」として「区政へのご意見・ご要望をお聞かせください」との記載の下に政党所属議員12名の氏名及び顔写真が掲載されるとともに、各自の役職及び連絡先が記載されている。

以上に照らせば、本件会派報告は、会派としての活動状況等を報告・説明するものである実態を有すること自体は否定し難いものの、本件会派報告が統一地方選挙の約3ヶ月前という近接した時期に配布されていることや、その記載内容も、選挙が目前に迫った状況下では選挙に向けた政党所属議員のPRとしての印象を与えるような内容になっていることに鑑みると、選挙活動のためのものである実態を併せ有することを否定できないものといえる。

そうすると、全体として、会派としての活動状況等を報告・説明するという面と選挙に向けたPRとしての面を併せ有するものであるといえ、政務活動に当たる部分と、それ以外の部分とを明確に区分することは困難であるといわざるを得ない。したがって、このような場合には、社会通念に照らし、政務活動としての割合を2

分の1と認めるのが相当である。

(判決文引用ここまで)

甲280 20頁23行目～21頁25行目

この判決内容は、自民党チラシにかかる原告の主張が妥当であることを裏づけている。

(2) 議員の写真・連絡先等が議会事務局を通じて広報されている事実

ところで、当該印刷物は、政党名と議員の写真、連絡先が面積比で約5割をしめており、議員の氏名や写真、連絡先を広報することを主たる目的のひとつとしている。しかしながら、議員の写真や氏名、連絡先等は、『杉並区議会だより』(甲281)、『ぎかいのしおり』(甲282)、杉並区議会ホームページ(甲283)等で、区議会の予算をつかってすでに広く周知が図られている。あえて政務活動費をつかって広報する意義は大きくはない。

(3) 結語

以上のとおり、当該チラシの作成・頒布が、政党活動、後援会活動など政務活動以外の活動の要素を併せ持っていることは明白であり、かつ政務活動との明確な区分は困難である。よって、社会通念上相当な割合である按分2分の1を支出上限とすべきである。

#### 第四 各議員・会派の印刷物の作成・配布時期と選挙時期との関係

大熊判決は、訴外大熊昌巳議員が政務活動費で支出した自民党チラシについて、杉並区議会議員選挙(2015年4月19日告示、26日投票)のためのPR目的趣旨を併せ持っているとは判断したが、そう判断した理由のひとつは、作成・配布時

期が、区議会議員選挙の直近（約3ヶ月前）だったという点にある。

杉並区選挙管理委員会の記録によれば、2015年4月19日の区議会議員選挙告示の6ヶ月前にあたる2014年10月30日から、個人の政治活動用ポスターの掲示を禁止する旨書かれている（甲27の2頁）。遅くとも同時期以降に配布された文書については選挙目的と解される恐れが高く、公職選挙法に抵触する恐れがあることを示している。したがって、選挙前6ヶ月以降は選挙に近接した時期というべきである。

そこで、各議員・会派の印刷物が作成・配布状況をみると、6ヶ月以内という選挙に近接した時期になされた例が多数あることが認められる。相手方各議員・会派が印刷物を作成・配布した時期と区議会議員選挙（2015年4月19日告示、26日投票）の時間的な関係を以下に示す。

なお、印刷物の作成・配布時期は領収書等の記載に従った（原告準備書面4、5参照）。選挙前1ヶ月のものには★★★印を、同じく3ヶ月のものには★★印、6ヶ月のものには★印をそれぞれ付した。

#### ①大和田議員

・印刷物：「区政報告」（ハガキ）甲66／作成・配布時期：2014年12月18日～2015年1月5日／選挙までの期間：★★3～4ヶ月

#### ②脇坂議員

・「杉並区議会レポート『惑星』VOL10」甲71／2014年6月2日～7月11日／9～10ヶ月

・「杉並区議会レポート『惑星』VOL11」甲5-2の2～5頁／2014年12月24日～2015年2月4日／★★2～4ヶ月

③ 浅井議員

- ・ 「区政レポートNo8」 甲87 / 2014年8月8日～22日 / 8ヶ月
- ・ 「区政レポートNo9」 甲91 / 2014年12月31日～1月16日 / ★★★ 3～4ヶ月

④ 今井議員

- ・ 「区政報告VOL5」 甲95 / 2014年10月28日 / ★6ヶ月
- ・ 「区政報告VOL6」 甲96 / 2015年1月29日～3月26日 / ★★★ 告示24日前～3ヶ月

⑤ 吉田議員

- ・ 「吉田あい区政レポート平成26年春季号」 甲97 / 2014年5月12日 / 11ヶ月
- ・ 「吉田あい区政レポート平成26年決算号」 甲100 / 2014年11月1日～12月11日 / ★4～5ヶ月

⑥ 岩田議員

- ・ 「区政報告VOL42」 甲103 / 2014年4月8～14日 / 12ヶ月
- ・ 「区政報告VOL43」 甲104 / 2014年7月15～29日 / 9ヶ月
- ・ 「区政報告VOL44」 甲105 / 2014年10月18～30日 / ★6ヶ月
- ・ 「区政報告VOL45」 甲106 / 2014年12月18～2015年1月13日 / ★4ヶ月
- ・ 「区政報告VOL42・43要約版」 甲107 / 2014年7月14～29日 / 9ヶ月
- ・ 「区政報告VOL44・45要約版」 甲108 / 2015年1月13日 / ★★★ 3ヶ月

⑦葉梨議員

- ・「区政報告」甲5-7/2015年3月23日/★★★告示27日前

⑧木梨議員

- ・「区政報告」甲5-8/2014年4月30日/12ヶ月

⑨富本議員

- ・「区政報告『未来に誇れる』」A5版 甲5-9/2014年7月14日/9ヶ月
- ・「区政報告『スポーツ特集号』」B4版 甲126/2015年3月31日  
/★★★告示19日前

⑩安齋議員

- ・「安斉あきら区議会レポート15」甲5-10/2015年1月13日  
/★★3ヶ月
- ・「安斉あきら区議会レポート16」甲142/2015年3月20日  
/★★★1ヶ月

⑪松浦議員

- ・「松浦芳子ありがとう通信 平成27年10月号」甲148/2014年10月  
21~31日/★5~6ヶ月
- ・「松浦芳子ありがとう通信 平成27年新春号」甲5-11の1頁/2014年  
10月21~31日/★4ヶ月

⑫田中議員

- ・「討議資料」(はがき) 甲5-12の2枚目/2014年12月24日/★4ヶ月



・「田中ゆうたろう通信 平成27年春号」甲5-12の1枚目／2015年3月24日／★★★告示26日前

⑭河津議員

・「区政報告 No9 2014年春号」甲174／2014年4月10日／12ヶ月

・「区政報告 No10 2015年春号」甲5-13／2015年2月5日～3月6日／★★★1～3ヶ月

⑮市来議員

・「市来とも子区政ニュース（2015年2月増刊号）」甲5-14／2015年2月9～26日／★2ヶ月

・「市来とも子区政ニュース（2015年3月増刊号）」甲183／2015年3月12～16日／★★★1ヶ月

⑯公明党

(あ) 川原口議員

・「区政報告 川原口ひろゆき通信2014年4月号」甲6-1／2014年4月9～11日／12ヶ月

・「区政報告 川原口ひろゆき通信2014年7月号」甲192／2014年7月11日／9ヶ月

・「区政報告 川原口ひろゆき通信2014年11月号」甲193／2014年11月7日／★5ヶ月

・「区政報告 川原口ひろゆき通信2015年1月号」（はがき）甲194／2015年1月5～15日／★★3ヶ月

(い) 横山議員

・「ほほえみ MAIL 横山えみ NO38」甲6-2/2014年4月11~17日/12ヶ月

・「ほほえみ MAIL 横山えみ NO39」甲208/2014年11月17~30日/★5ヶ月

(う) 大槻議員

・「おおつき城一通信ブリッジ 2015①」甲6-3/2015年3月24~27日/★★★告示22日前

・「おおつき城一通信ブリッジ 2015②」甲220/2015年3月30~31日/★★★告示19日前

(え) 北議員

・「北あきのり区政報告18号」甲6-4の1枚目/2014年11月9日/★4~5ヶ月

・「北あきのりと語る会開催のおしらせ」甲6-4の2枚目/2014年12月10日/★4ヶ月

・「北あきのりニュース19号」(はがき版)甲230/2015年1月1~16日/★★3ヶ月

(お) 中村議員

・「中村やすひろ通信VOL20」甲240/2014年7月18日/9ヶ月

・「中村やすひろ通信VOL21」甲6-5/2014年10月16~21日/★6ヶ月

・「中村やすひろ通信VOL22」甲241/2015年1月19日/★★3ヶ月

⑰無所属区民派

(主な印刷物)

・「杉並区民ニュースけしば誠一 No212」甲5-15の1~2枚目/2014年5月14日/11ヶ月

- ・「杉並区民ニュース新城せつこ No185」甲5-15の3～4枚目／2014年5月14日／1ヶ月
- ・「杉並区民ニュースけしば誠一 No230」甲244／2014年9月3～29日／7ヶ月
- ・「杉並区民ニュース新城せつこ No200」甲245／2014年9月3～29日／7ヶ月
- ・「杉並区民ニュースけしば誠一 No235」甲246／2014年12月19日／★4ヶ月
- ・「杉並区民ニュース新城せつこ No206」甲247／2014年12月19日／★4ヶ月

上に記した21議員49件の印刷物のうち、区議会議員選挙の直前1ヶ月以内に作成・郵送・配布した例は、8人9件を数える（★★★印＝④今井1件、⑦葉梨1件、⑩富本1件、⑪安齋1件、⑬田中1件、⑭河津1件、⑮市来1件、⑯公明・大槻2件）。

同様に3ヶ月以内は15人18件となる（★★★印と★★印＝①大和田1件、②脇坂1件、③浅井1件、④今井1件、⑥岩田1件、⑦葉梨1件、⑨富本1件、⑪安齋2件、⑬田中1件、⑭河津1件、⑮市来2件、⑯公明・川原口1件、大槻2件、北1件、中村1件）。

さらに6ヶ月以内でみると、20人30件が該当する（★★★印、★★印および★印＝①大和田1件、②脇坂1件、③浅井1件、④今井2件、⑤吉田1件、⑥岩田3件、⑦葉梨1件、⑨富本1件、⑪安齋2件、⑬田中2件、⑭河津1件、⑮市来2件、⑯公明・川原口2件、横山1件、大槻2件、北3件、中村2件、⑰無所属・2件）。

少なくともこれらの支出は選挙の直前に作成・配布されたというべきであり、選挙のためのPRとしての目的を備えている。

選挙6ヶ月前よりも以前に作成・郵送・配布した支出についても、選挙または政党・後援会活動など、政務活動に該当しない活動の経費を含んでおり、杉並区の使途基準にしたがえば按分を要することは、すでに述べたとおりである。

以上